

南部箕輪屋広域連合介護保険介護給付費準備基金条例

平成13年3月5日 条例第1号

(設置)

第1条 南部箕輪屋広域連合介護保険事業の中期財政運営を行うことから生じる剰余金について適切に管理するため、南部箕輪屋広域連合介護保険介護給付費準備基金条例（以下「基金」という。）を設置する。

(積立)

第2条 基金として積み立てる額は、南部箕輪屋広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法によりこれを管理しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の管理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、南部箕輪屋広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出予算に計上して基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 南部箕輪屋広域連合長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、介護給付に要する経費等の財源に充てるとき、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、南部箕輪屋広域連合長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。